

新旧対照表

改正	現行
<p><b>富山県農林水産部情報共有システム活用試行要領</b></p>	<p><b>富山県農林水産部 情報共有システム活用試行要領</b></p>
<p><b>1 総 則</b></p> <p>1-1 ～ 1-6 <b>【略】</b></p> <p><b>1-7 費用</b></p> <p>工事における、情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。</p> <p><u>業務における、情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）は、地質・土質・地すべり調査業務においては間接調査費（業務管理費）、測量業務においては間接測量費、設計業務においてはその他原価（間接原価）の率計上分に含まれる。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※1 情報通信技術を活用し、受発注者間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。</p> <p>※2 インターネットを介して情報共有システムのサービスを提供している民間事業者等をいう。</p> <p>※3 情報共有システムを使用して工事等帳票の「協議」、「承諾」等の処理を行う受発注者及び保存された電子データの閲覧を行う受発注者をいう。</p> </div> <p><b>2 ～ 6 【略】</b></p> <p>附 則 本要領は、平成 30 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則 本要領は、平成 31 年 4 月 15 日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則 本要領は、令和 3 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則 本要領は、令和 4 年 10 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則 本要領は、令和 5 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則 本要領は、令和 6 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p><u>附 則 本要領は、令和 6 年 8 月 15 日の決裁に係る工事及び業務から適用する</u></p>	<p><b>1 総 則</b></p> <p>1-1 ～ 1-6 <b>【略】</b></p> <p><b>1-7 費用</b></p> <p>工事における、情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）は、共通仮設費（技術管理費）の率計上分に含まれる。</p> <p><u>業務における、情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）は、直接経費に積み上げ計上する。</u></p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※1 情報通信技術を活用し、受発注者間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。</p> <p>※2 インターネットを介して情報共有システムのサービスを提供している民間事業者等をいう。</p> <p>※3 情報共有システムを使用して工事等帳票の「協議」、「承諾」等の処理を行う受発注者及び保存された電子データの閲覧を行う受発注者をいう。</p> </div> <p><b>2 ～ 6 【略】</b></p> <p>附 則 本要領は、平成 30 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則 本要領は、平成 31 年 4 月 15 日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則 本要領は、令和 3 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則 本要領は、令和 4 年 10 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則 本要領は、令和 5 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する。</p> <p>附 則 本要領は、令和 6 年 4 月 1 日の決裁に係る工事から適用する</p>